

I 服装・容儀

(1) 男女共通

- ① 本校指定の制服を正しく着用する。
- ② 装飾品（ピアス、指輪、ブレスレット、ネックレスなど）を身につけてはいけない。
- ③ 校内でブレザーの中にカーディガン、パーカー等を着用することは禁止する。
- ④ ブレザーの中にベスト・セーターの着用を認める。その場合、指定のもの、ボタンのつかないVネック、色は黒または紺の単色（ワンポイント可）とし、ブレザーの裾・袖からはみ出さず、ネクタイ・リボンが隠れないように着用する。ただし、入学式、卒業式、始業式、終業式などには本校指定のベスト以外は着用しない。
- ⑤ 内履きは本校指定のシューズを着用する。
- ⑥ 平常はもちろん、長期休業中でも染髪・脱色、パーマ、眉そり、ピアス等は厳禁とする。
- ⑦ 頭髪・服装が不備な場合は、教員の指示に従い早急に改善する。
- ⑧ やむを得ず制服を着用できない場合は、生徒指導部から異装の許可を得る。

【異装時の手続き】

- ・ 異装許可証を装着する。
 - ・ 放課後、異装許可証を返却する（教員は返却確認をファイルに記入）。
- ※ 怪我等により異装日数が2日以上になる場合は、許可証の返却は期間が終了してからとする。

【異装に対する具体的な指導】…正当な理由（怪我等）がない場合

- ・ 1回目 : HR担任が保護者へ連絡、HR担任との面談
 - ・ 2回目～3回目 : HR担任が保護者へ連絡、HR担任と当該学年教員または生徒指導部員との面談
 - ・ 4回目～ : 保護者が同席しHR担任・生徒指導主事と面談、反省文の提出
- ※ 異装許可証未返却の場合は、指導の対象となる。

(2) 男子

- ① Yシャツは白色無地のものとする。Yシャツの中に着るシャツは白・黒・紺・ベージュ色（ワンポイント及び大間高校指定Tシャツ可）とする。
- ② ソックスは黒・白・紺色を基調としたものとする。（ワンポイントは可）
- ③ 頭髪は常に清潔を保ち、前髪は目にかからない、横髪は耳にかからない。後ろ髪は襟に触れない。なお、長さが規定にあっても、清潔を保ち品位を損なわないようにする。
- ④ ベルトは黒を基調とし、華美なものは禁止する。

(3) 女子

- ① Yシャツは白色無地のものとする。Yシャツの中に着るシャツは白・黒・紺・ベージュ色（ワンポイント及び大間高校指定Tシャツ可）とする。夏服の場合は、中のシャツ・下着が透けて見えないようにする。
 - ② スカートの場合、冬服着用期間は、黒色のストッキングを着用する。夏服時のソックスは白・黒・紺色とし、ルーズソックスは禁止する。スカートの丈は、膝が隠れる長さとする。
 - ③ スラックスの場合、ベルトは黒を基調とし、華美なものは禁止する。ソックスは黒・白・紺色を基調としたもの（ワンポイントは可）とする。
 - ④ 頭髪は常に清潔を保ち、前髪は目にかからないようにし、髪が肩にかかるようであれば結う。清潔を保ち品位を損なわないようにする。
 - ⑤ ヘアピン・ゴム等は清潔を保ち品位を損なわないようにする。
 - ⑥ 一切の化粧を禁止する。
- ※1 頭髪・眉・ピアス等、改善に時間のかかるものは、継続指導（毎週）を行う。
- ※2 服装容儀指導や日常の学校生活で、頭髪・服装の指導を受けているにもかかわらず、改善が見られない生徒に対しては、保護者に来校してもらう場合がある。
- ※3 髪型を整えるための整髪料等は認める。
- ※4 女子生徒は、スカート・スラックス、リボン・ネクタイを選択の上着用でき、併用も可とする。

II 学校生活

(1) 欠席・遅刻・早退について

- ① 登校は8時15分まで、それ以降は遅刻となる。遅刻者は職員玄関から入り、職員室で手続きをしてから教室へ行く。
- ② 特別の事情が無い限り、欠席・遅刻・早退はしない。やむを得ず欠席する場合や、あらかじめわかっている遅刻・早退については、保護者が連絡フォームへ入力し学校に連絡をする。

【遅刻に対する具体的な指導】…正当な理由（通院等）がない場合

- ・ 3回目 : HR担任が保護者へ連絡、HR担任との面談
- ・ 4回目 : HR担任が保護者へ勧告、学年主任と面談、指導の対象。
- ・ 5回目～ : 保護者を召喚しHR担任・生徒指導主事と面談、指導の対象。

(2) スマホ・携帯電話等について

- ①インターネット上における他者への誹謗中傷、許可の無い画像、映像、個人情報の掲載等の犯罪行為は行わない。
- ②校内への持ち込みは許可しているが、校舎内での使用は禁止する。校舎内では電源を切りカバンの中に入れ、持ち歩いてはいけない。ただし、教員が許可した場合はその限りではない。
- ③帰宅時（放課後）の家庭への連絡は、校舎外で行う。その際、生徒玄関の外に座り込まない。
- ④体調不良・怪我等で保護者へ連絡が必要な場合は、HR担任か養護教諭から連絡してもらう。

【携帯電話等の使用違反に対する具体的な指導】

- ・ 1回目 : 反省文の提出、HR担任と面談
- ・ 2回目 : 1回目と同様の指導に加え、生徒指導主事と面談
- ・ 3回目～ : 2回目と同様の指導を行い、保護者を召喚し、HR担任・生徒指導主事と面談

(3) 学習用タブレットについて

- ①インターネット上における他者への誹謗中傷、許可の無い画像、映像、個人情報の掲載等の犯罪行為は行わない。
- ②授業等の学習活動のみに利用する。
- ③専用ボックスに保管し、授業開始前に取り出し下校時に必ず戻す。
- ④持ち帰る際は、担当教員及び担任に許可を得る。
- ⑤破損、紛失した場合は、即日担当教員及び担任に申し出る。

(4) 部活動について

- ①部活動への加入を奨励している。部活動等は下記にあるとおり。

硬式野球部 陸上競技部 バasketボール部 バレーボール部(女) ソフトテニス部 剣道部 吹奏楽部
ボランティア活動部 商業クラブ 柔道同好会 めんちょ活動部【全員加入】 フィッシング同好会 軽音楽同好会

- ②原則として、所属している部活動以外の活動には参加しない。当該部活動の顧問が参加を認めた場合は許可する。

【入部・退部の手続き】

- ・ 部活動見学・体験入部：希望者は随時顧問に相談。
- ・ 入部：顧問と相談後に「入部願」を生徒指導部に提出（※部編成時は相談不要、顧問へ入部願提出）
- ・ 退部：顧問と相談後に「退部願」を生徒指導部へ提出

- ③高体連、高文連、高野連が主催する大会への参加を原則とする。

(5) アルバイトについて

アルバイトは、アルバイト規定に従った者が届出の上実施できる。ただし、アルバイト規定に反する行為を行った場合、指導の対象となる。

(6) 懲戒処分について

次の行為は、本校懲戒規程により懲戒処分（退学・停学・戒告等）の対象となる。

- ①怠学（さぼり、授業妨害）、②校内売買行為、③飲酒・喫煙（同席も含む）、喧嘩、万引き、交通違反、考査の不正行為、故意の公共物破損、暴行、傷害、脅迫、窃盗、加害的交通事故、インターネット上における他者への誹謗中傷、許可の無い画像、映像、個人情報の掲載等の犯罪行為、④アルバイト規定に反する行為、⑤その他の違反行為

(7) その他

- ①学業に不要なものを校内に持ち込まない。→没収となる
- ②自動二輪車（バイク）の免許取得・運転は認めていない。
- ③自動車学校は、3年生の進路決定した者、諸会費等の未納がない者が届出の上通学できる。ただし、学校行事や授業を優先せずに通学した場合、指導の対象となる。また、免許取得した後も卒業まで保護者に免許証を預け、運転しない。
- ④自転車は自転車使用規程に従い通学することができる。通学に当たっては、所定の自転車通学許可願を提出し、教員による点検を受けるものとする。また、ヘルメットを着用し、TSマークが貼付されていること。
- ⑤男女交際は明朗健全を心がけ、公共の場での高校生として不適切な行為は禁止する。
- ⑥自分で判断がつかない行為等に関しては、HR担任または生徒指導部へ相談する。